

第120期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始時間 午前9時30分）

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員
であるものを除く。）
6名選任の件
第3号議案 監査等委員である
取締役3名選任の件

開催
場所

兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号
タクマビル新館2階研修室

※開催場所が前回と異なりますので、末尾記載の「会場ご案内略
図」をご参照のうえ、お間違いのないようにご注意ください。

株式会社 タクマ

証券コード：6013



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/6013/>



株 主 各 位

(証券コード 6013)

2024年6月4日

(電子提供措置の開始日2024年6月3日)

兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号

株式会社 **タクマ**
代表取締役社長 南 條 博 昭

第120期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第120期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.takuma.co.jp/investor/stock/shareholders_meeting.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名「タクマ」または証券コード「6013」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

ネットで招集 <https://s.srdb.jp/6013/>



なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付をお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

4頁から5頁までに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後5時までに賛否のご入力をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始時間 午前9時30分）

2. 場 所 兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号
タクマビル新館2階研修室
（開催場所が前回と異なりますので、末尾記載の「会場ご案内略図」をご参照のうえ、お間違いのないようにご注意ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第120期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査等委員会の第120期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ◎従前書面でお送りしていた株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告）は、会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、ウェブサイトに掲載して提供することになりました。お手数ですが、本招集ご通知1頁に記載のURLにアクセスしてご確認くださいようお願い申し上げます。本招集ご通知には、お手元でも資料の要点をご確認いただけるよう、株主総会参考書類および事業報告、連結計算書類、計算書類の一部を併せてご送付しております。
- ◎基準日までに書面交付請求された株主様には、法令および当社定款の定めに従い、電子提供措置事項を記載した交付書面をご送付しております。ただし、法令および当社定款第17条第2項の規定に基づき、当該書面には下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・事業報告の「内部統制システム構築の基本方針および基本方針の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」次回以降、書面での資料の送付を希望される株主様で、書面交付請求のお手続きをお済ませでない方は、基準日までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。書面交付請求のお手続き等につきましては、当社株主名簿管理人みずほ信託銀行又はお取引の証券会社までお問い合わせください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

総会映像の事後配信のご案内

本株主総会にご出席できなかった株主様のため、本株主総会の様子の一部を、後日当社ウェブサイトにて動画配信いたします。

当社ウェブサイト https://www.takuma.co.jp/investor/stock/shareholders_meeting.html



インターネット等による議決権行使のご案内

1. インターネット等による議決権行使について

(1) 「スマート行使」による方法

- ① 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード^{*1}をスマートフォン等^{*2}にてお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）およびパスワードのご入力は不要です）。
- ② 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記（2）の方法により再度ご行使いただく必要があります。

(2) 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へアクセスした上で、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (3) 行使期限は2024年6月24日（月曜日）午後5時00分です。お早めの行使をお願いいたします。
- (4) 郵送とインターネット等による議決権行使を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。インターネット等にて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (5) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (6) インターネット等接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

(ご参考)

株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加される株主様は、当該プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

(1) 「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**（平日9:00～21:00）

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**（平日9:00～17:00）

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されている必要があります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金24円 総額1,920,515,400円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月26日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株あたり48円となります。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会から、本議案について検討した結果、その決定手続、内容は相当であるとの報告を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位、 担当および重要な兼職の状況	取締役会 出席状況 (2023年度)
1	なん じょう ひろ あき 南 條 博 昭 再任	代表取締役社長 社長執行役員	17回／17回中 (100%)
2	にし やま つよ ひと 西 山 剛 史 再任	取締役 専務執行役員 営業統轄本部長兼事業管理本部長	17回／17回中 (100%)
3	たけ ぐち ひで き 竹 口 英 樹 再任	取締役 専務執行役員 エンジニアリング統轄本部長兼 管理センター長	17回／17回中 (100%)
4	た なか こう じ 田 中 康 二 再任	取締役 常務執行役員 営業統轄本部国際本部長	17回／17回中 (100%)
5	はま だ くに お 濱 田 州 朗 再任	取締役 常務執行役員 経営企画本部長	17回／17回中 (100%)
6	おお いし ひろし 大 石 裕 再任	取締役 常務執行役員 コーポレート・サービス本部長	17回／17回中 (100%)

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
1	 なん じょう ひろ あき 南 條 博 昭 (1959年11月21日生) 再任	1982年 4 月 当社入社 2009年 4 月 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンター環境技術 1 部長 2010年 9 月 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンターエネルギー技術 1 部長 2013年 4 月 同 執行役員 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンター副センター長兼 エネルギー技術 1 部長 2014年 4 月 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンター長 2015年 6 月 同 取締役 執行役員 2016年 4 月 同 取締役 常務執行役員 同 エンジニアリング統轄本部長兼 管理センター長 2018年 4 月 同 取締役 専務執行役員 2019年 4 月 同 代表取締役社長 社長執行役員（現在に至る）	65,080株
（取締役候補者とした理由） 主に計画技術部門に従事、技術全般を統括する専務執行役員エンジニアリング統轄本部長を経て、現在は業務執行の最高経営責任者である社長執行役員を務め、経営全般を統括しており、当社の業務および経営に関して豊富な経験と知見を有しております。 これらの経験や知見を生かし、当社グループの持続的な企業価値向上に向けて、経営上の重要事項の決定および経営の監督において適切な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	 にし やま つよ ひと 西 山 剛 史 (1961年4月23日生) 再任	1985年 4 月 当社入社 2012年 4 月 同 営業統轄本部事業管理本部業務 1 部長 2014年 4 月 同 経営企画本部企画部長 2015年 4 月 同 執行役員 同 経営企画本部副本部長兼企画部長 2016年 4 月 同 経営企画本部長 2016年 6 月 同 取締役 執行役員 2018年 4 月 同 取締役 常務執行役員 2019年 4 月 同 取締役 専務執行役員（現在に至る） 同 営業統轄本部長兼事業管理本部長 （現在に至る）	31,337株
（取締役候補者とした理由） 主に事業管理部門、営業部門、経営企画部門に従事、現在は営業全般を統括する専務執行役員営業統轄本部長を務め、当社の業務および経営に関して豊富な経験と知見を有しております。 これらの経験や知見を生かし、当社グループの持続的な企業価値向上に向けて、経営上の重要事項の決定および経営の監督において適切な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	 たけ ぐち ひで き 竹 口 英 樹 (1962年3月4日生) <u>再任</u>	1985年 4 月 当社入社 2012年 4 月 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンター環境技術 1 部副部長 2014年 4 月 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンター環境技術 1 部長 2015年 4 月 同 執行役員 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンター副センター長兼 環境技術 1 部長 2016年 4 月 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンター長 2016年 6 月 同 取締役 執行役員 2018年 4 月 同 取締役 常務執行役員 2019年 4 月 同 取締役 専務執行役員（現在に至る） 同 エンジニアリング統轄本部長兼 管理センター長（現在に至る）	31,423株
（取締役候補者とした理由） 主に計画技術部門に従事、現在は技術全般を統括する専務執行役員エンジニアリング統轄本部長を務め、当社の業務および経営に関して豊富な経験と知見を有しております。 これらの経験や知見を生かし、当社グループの持続的な企業価値向上に向けて、経営上の重要事項の決定および経営の監督において適切な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
4	 た な か こう じ 田 中 康 二 (1962年6月15日生) 再任	1986年 4 月 当社入社 2009年 4 月 同 経営企画本部欧州企画部副部長 2011年 8 月 同 経営企画本部企画部長 2014年 4 月 同 コーポレート・サービス本部人事部長 2017年 4 月 同 執行役員 同 コンプライアンス・CSR推進本部長兼 コーポレート・サービス本部長兼 法務部長 2017年 6 月 同 取締役 執行役員 2018年 4 月 同 コンプライアンス・CSR推進本部長兼 コーポレート・サービス本部長 2021年 4 月 同 取締役 常務執行役員（現在に至る） 同 営業統轄本部国際本部長兼 コンプライアンス・CSR推進本部長 2021年 6 月 同 営業統轄本部国際本部長（現在に至る）	22,291株
（取締役候補者とした理由） 主に情報システム、人事等のニュートラル部門、経営企画部門、海外事業管理部門に従事、現在は海外事業を所管する常務執行役員営業統轄本部国際本部長を務め、当社の業務および経営に関して豊富な経験と知見を有しております。 これらの経験や知見を生かし、当社グループの持続的な企業価値向上に向けて、経営上の重要事項の決定および経営の監督において適切な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の 数
6	 おお いし ひろし 大 石 裕 (1965年2月28日生) <u>再任</u>	1988年 4 月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 2008年 1 月 みずほ証券株式会社 人事部副部長 2013年 1 月 同 経営企画部副部長 2013年 4 月 株式会社みずほ銀行 証券・信託連携推進部長 2016年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ お客さま サービス部長兼管理部長 2019年 8 月 当社 執行役員 同 営業統轄本部エネルギー本部副本部長 2021年 4 月 同 コーポレート・サービス本部長（現在に至る） 2021年 6 月 同 取締役 執行役員 2023年 4 月 同 取締役 常務執行役員（現在に至る）	11,569株
（取締役候補者とした理由） 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行以来、同行およびグループ会社において、預金・為替・融資・外国為替、事業企画、人事、カスタマーサービス等の業務に従事、また、当社において民間向け製品・サービスの営業部門に従事し、現在は総務、人事等を所管する常務執行役員コーポレート・サービス本部長を務め、当社の業務および経営に関して十分な経験と知見を有しております。これらの経験や知見を生かし、当社グループの持続的な企業価値向上に向けて、経営上の重要事項の決定および経営の監督において適切な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数には、タクマ役員持株会における本人の持分を含めております。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役のうち金子哲哉氏、永塚誠一氏、遠藤眞廣氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における 地位、担当および 重要な兼職の状況	取締役会 出席状況 (2023年度)	監査等委員会 出席状況 (2023年度)
1	かね こ てつ や 金 子 哲 哉 再任 社外 独立	取締役（監査等委員）	17回／17回中 (100%)	18回／18回中 (100%)
2	なが つか せい いち 永 塚 誠 一 再任 社外 独立	取締役（監査等委員）	17回／17回中 (100%)	18回／18回中 (100%)
3	えん どう まさ ひろ 遠 藤 眞 廣 再任 社外 独立	取締役（監査等委員） 遠藤公認会計士事務所 代表 神戸監査法人 統括代表社員	17回／17回中 (100%)	18回／18回中 (100%)

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
1	 かね こ てつ や 金 子 哲 哉 (1959年3月1日生) 再任 社外 独立	1981年 4 月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入 行 2000年 9 月 同 シンガポール支店副支店長 2002年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みず ほ銀行）シンガポール支店 副支店長 2004年11月 同 国際管理部付参事役 2005年 4 月 同 横浜営業部部長 2008年 4 月 同 海外営業推進部部長 2010年 4 月 同 ヒューマンリソースマネジメント部付審議役 2010年 7 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 経営企画 部付審議役 みずほ総合研究所株式会社（出向） 上席執行役員 教育事業部長 2010年11月 みずほ総合研究所株式会社 上席執行役員 教育事業部長 2011年 5 月 同 退任 2011年 6 月 兼松株式会社 取締役 2014年 6 月 同 常務執行役員 2019年 6 月 同 退任 株式会社ユウシュウ建物（現株式会社有終コーポレ ーション）常勤監査役 2020年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る） 株式会社有終コーポレーション 代表取締役社長 2023年 6 月 株式会社有終コーポレーション 代表取締役社長 退任	2,853株
（社外取締役候補者とした理由および期待される役割） グローバル展開する兼松株式会社において長年、取締役および常務執行役員を務め、企業経営に関する豊富な経験と知見を有し、また当社を含む民間企業での監査役および監査等委員である取締役を務め、監査、監督に関する豊富な経験と知見および財務および会計に関する知見を有しているとともに、株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）における豊富な海外勤務経験等から海外事業に関する知見を有しております。 これらの経験や知見を生かし、中立的・客観的な監査とともに、経営陣幹部の選解任・報酬決定等を通じた経営の監督や、幅広い視点から当社の経営全般に対する助言・提言をいただくことにより、監査・監督機能の強化と当社グループの持続的な企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	 なが つか せい いち 永 塚 誠 一 (1958年2月6日生) 再任 社外 独立	1980年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 1984年9月 米国ブラウン大学経済学大学院留学（修士号取得） 1994年5月 通商産業省（現経済産業省）通商政策局通商調査室長 1995年5月 外務省（出向） 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官（WTO担当） 1998年6月 経済産業省貿易局貿易調査課長 1999年6月 宮崎県庁（出向）商工労働部次長 2001年1月 経済産業省経済産業政策局調査課長 2003年7月 同 製造産業局自動車課長 2005年9月 同 通商政策局通商交渉官 2007年10月 独立行政法人国際協力機構（JICA）理事 2009年8月 経済産業省大臣官房審議官（製造産業局担当） 2010年7月 同 近畿経済産業局長 2011年8月 同 商務情報政策局長 2013年6月 同 退職 2013年10月 三井住友海上火災保険株式会社 顧問 2014年5月 一般社団法人日本自動車工業会 副会長・専務理事 2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る） 2024年5月 一般社団法人日本自動車工業会 副会長・専務理事 退任	711株
（社外取締役候補者とした理由および期待される役割） 通商産業省（現経済産業省）入省以来、多くの要職を歴任し、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部や独立行政法人国際協力機構（JICA）での経験を有し海外事情に精通しているほか、一般社団法人日本自動車工業会副会長・専務理事として活動するなど、産業政策、通商政策に関する豊富な経験と知見を有しております。 これらの経験や知見を生かし、中立的・客観的な監査とともに、経営陣幹部の選解任・報酬決定等を通じた経営の監督や、幅広い視点から当社の経営全般に対する助言・提言をいただくことにより、監査・監督機能の強化と当社グループの持続的な企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としたしました。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の 数
3	 えん どう まさ ひろ 遠 藤 眞 廣 (1956年12月24日生) 再任 社外 独立	1985年10月 日新監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）入所 1989年 3 月 公認会計士登録 1989年 5 月 税理士登録 1997年 8 月 センチュリー監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）パートナー就任 2007年 6 月 同 退所 2007年 7 月 遠藤公認会計士事務所 代表（現在に至る） 2015年 6 月 櫻島埠頭株式会社 社外監査役 2020年12月 神戸監査法人 統括代表社員（現在に至る） 2022年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る） 2023年 6 月 櫻島埠頭株式会社 社外監査役 退任	711株
	（社外取締役候補者とした理由および期待される役割） 現 E Y 新日本有限責任監査法人において、長年公認会計士として上場企業の監査業務に従事、同所パートナーを務めたのち、2007年 7 月に遠藤公認会計士事務所の代表に就任、また2020年12月に神戸監査法人を設立し統括代表社員として活動するほか、上場企業の社外監査役を務めるなど、財務および会計に関する豊富な経験と専門的な知見、ならびに監査、監督に関する十分な経験と知見を有しております。 これらの経験や知見を生かし、中立的・客観的な監査とともに、経営陣幹部の選解任・報酬決定等を通じた経営の監督や、幅広い視点から当社の経営全般に対する助言・提言をいただくことにより、監査・監督機能の強化と当社グループの持続的な企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数には、タクマ役員持株会における本人の持分を含めております。
3. 金子哲哉氏、永塚誠一氏および遠藤眞廣氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、金子哲哉氏、永塚誠一氏および遠藤眞廣氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任がご承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 金子哲哉氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

6. 永塚誠一氏および遠藤眞廣氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は、定款の定めに基づき、金子哲哉氏、永塚誠一氏および遠藤眞廣氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。各氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 本議案が原案どおり承認可決されますと、当社の監査等委員会の構成は以下のとおりとなります。

	氏 名	現在の当社における地位、担当および重要な兼職の状況
1	ま すぎ けい ぞう 真 杉 敬 蔵	取締役（常勤監査等委員）
2	ふじ た とも み 藤 田 知 美 社外 独立	取締役（監査等委員） 弁護士法人イノベンティア パートナー弁護士 太陽誘電株式会社 社外監査役 日本ライセンス協会 副会長 スタイルム瀧定大阪株式会社 社外監査役
3	かね こ てつ や 金 子 哲 哉 社外 独立	取締役（監査等委員）
4	なが つか せい いち 永 塚 誠 一 社外 独立	取締役（監査等委員）
5	えん どう まさ ひろ 遠 藤 眞 廣 社外 独立	取締役（監査等委員） 遠藤公認会計士事務所 代表 神戸監査法人 統括代表社員

(ご参考)

取締役スキルマトリックス

氏 名	当 社 取 締 役 会 に 必 要 な ス キ ル セ ッ ト						
	企 業 経 営	エンジニアリング (技術・品質・ コスト管理)	営業・事業戦略	国 際 事 業	財 務 ・ 会 計	人事・人材開発・ ダイバーシティ	法務・コンプ ライアンス・ リスク管理
南 條 博 昭	●	●	●	●		●	
西 山 剛 史	●		●		●		
竹 口 英 樹	●	●		●			
田 中 康 二	●		●	●		●	●
濱 田 州 朗	●	●			●		
大 石 裕	●					●	●
真 杉 敬 蔵	●				●		●
藤 田 知 美	●				●		●
金 子 哲 哉	●			●	●		
永 塚 誠 一			●	●			
遠 藤 眞 廣					●		

以 上

1. タクマグループの現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社グループの業績は、ごみ処理プラントやバイオマス発電プラントなど引き続き堅調な需要を着実に受注に結び付け、受注高は期首目標を下回ったものの引き続き高水準となりました。

また、売上高はいずれのセグメントも前期に比べ増加となりました。損益面においては、主に環境・エネルギー（国内）事業の減益により、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べいずれも減少となりました。

	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）	対前連結会計年度 増減率（％）
売上高	142,651	149,166	4.6
営業利益	13,813	10,229	△25.9
経常利益	14,684	11,166	△24.0
親会社株主に帰属 する当期純利益	9,621	8,754	△9.0

当連結会計年度のセグメント別の受注状況および売上高・営業利益は次のとおりです。

受注状況

セグメント	受注高 (百万円)	対前連結会計年度増減率 (%)
環境・エネルギー (国内)	131,567	1.0
環境・エネルギー (海外)	2,280	△61.5
民生熱エネルギー	18,666	1.4
設備・システム	8,403	△41.4
セグメント間の内部受注	△350	△6.4
合 計	160,568	△4.7

売上高・営業利益

セグメント	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)
環境・エネルギー (国内)	119,190	11,228
環境・エネルギー (海外)	2,440	184
民生熱エネルギー	18,492	1,177
設備・システム	9,437	341
調 整 額	△393	△2,703
合 計	149,166	10,229

以下、セグメント別に概況をご報告申し上げます。

《 環境・エネルギー（国内）事業 》

引き続き堅調な需要の獲得に努め、ごみ処理プラントのＤＢＯ事業２件のほか、バイオマス発電プラントや下水汚泥焼却発電プラントの建設工事などを受注し、エネルギープラントの一部案件で計画中止による契約解除（影響額100億円強の受注高のマイナス）があったものの、受注高は前期に比べ1,286百万円増加の131,567百万円となりました。

また、売上高は主にごみ処理プラントのＥＰＣやアフターサービスの増加により前期に比べ3,204百万円増加の119,190百万円となりました。一方、損益面ではＥＰＣ事業における案件構成の変化や、播磨新工場の稼働に伴う償却負担の増加、人件費・研究開発費など営業費用の増加に加え、受託しているごみ処理プラント（ガス化熔融炉）のＯ＆Ｍにおいて設備の不具合が発生し、第２四半期連結会計期間において復旧に向けた対策費用を計上したことなどから、営業利益は3,646百万円減少の11,228百万円となりました。

《 環境・エネルギー（海外）事業 》

新設プラントの受注が前期受注したベトナムの廃棄物処理プラント案件の追加受注にとどまったことから、受注高は前期に比べ3,641百万円減少の2,280百万円となりました。

一方、売上高は受注済みプラントの建設工事の進捗もあり、前期に比べ1,088百万円増加の2,440百万円、損益は前期の営業損失172百万円から184百万円の営業利益となりました。

《 民生熱エネルギー事業 》

コロナ禍からの緩やかな回復傾向が継続し、前期に比べ受注高は265百万円増加の18,666百万円となりました。また、受注済み案件の進捗や大型案件の完工などにより、売上高は1,179百万円増加の18,492百万円、営業利益は261百万円増加の1,177百万円となりました。

《 設備・システム事業 》

前期に建築設備事業において大型案件の受注があった反動や半導体産業用設備の減少により、受注高は前期に比べ5,925百万円減少の8,403百万円となりました。

また、受注済み案件の進捗により売上高は前期に比べ1,076百万円増加の9,437百万円となったものの、建築設備事業の一部案件において追加費用を計上したことなどにより、営業利益は484百万円減少の341百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、主に播磨工場の倉庫棟新設に対して総額3,527百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 長期ビジョン (Vision 2030)

当社グループは中長期の経営の指針として「長期ビジョン (Vision 2030)」を策定しております。

〔長期ビジョン〕

E S G経営の推進によりお客様や社会とともに持続的に成長し、再生可能エネルギーの活用と環境保全の分野を中心にリーディングカンパニーとして社会に必須の存在であり続け、2030年に経常利益200億円を目指す。

当社グループは本ビジョンの下、事業活動を通じてお客様や社会の課題を解決することでE S Gに関する重要課題に取り組み持続的な成長を目指す、E S G経営を推進します。このE S G経営の核となる事業活動の展開に際しては、当社グループの強みであるエネルギーの活用や環境保全に関する技術・ノウハウと、長期にわたるアフターサービス等を通じて培われたお客様との信頼関係を基に、「お客様の良きパートナー」となり、不屈の発明家精神を継承した当社グループの「イノベーション」によって生み出された有益な技術・サービスを通じて、再生可能エネルギーの活用と環境保全の分野を中心にお客様や社会の課題を解決いたします。この事業活動を通じてE S Gに関する重要課題に取り組み、お客様や社会とともに持続的に成長することで、2030年に経常利益200億円を目指してまいります。

② 第13次中期経営計画 (2021～2023年度) の振り返り

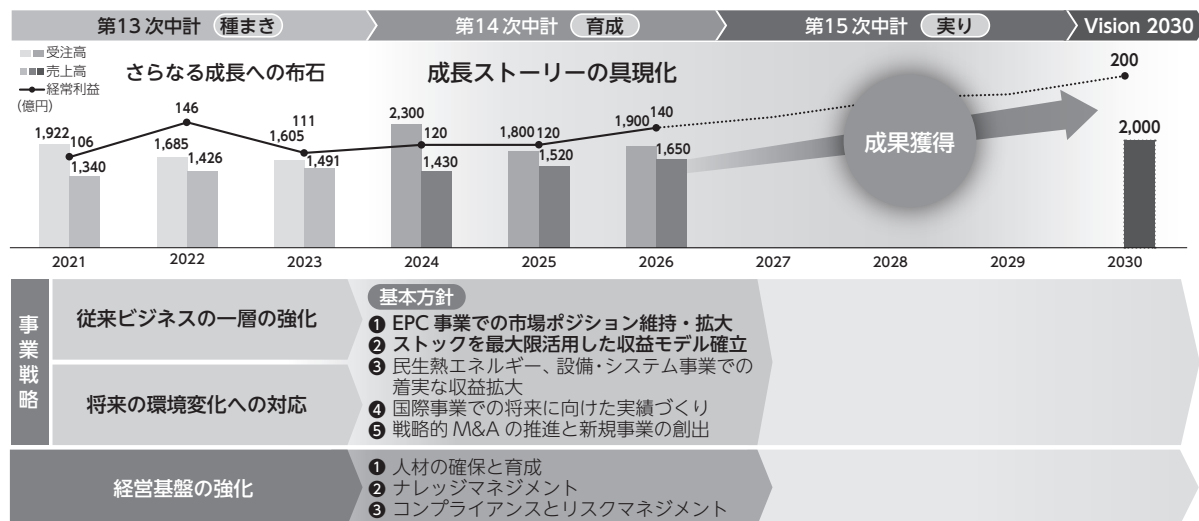
第13次中計は、Vision 2030のファーストステップとして第12次中計までに構築した経営基盤・事業基盤をベースに、さらなる成長への布石を打つことをテーマとして取り組んでまいりました。E P C案件の件数や竣工時期等による年度ごとの業績変動はあるものの、アフターサービス等のストック型ビジネスをベース収益とし、第12次中計から受注高、売上高、営業利益とも堅調に推移しました。この結果、計画期間累計の連結経常利益は364億円と目標の360億円を上回りました。また、受注高についても5,213億円と参考目標値である4,500億円を大幅に上回りました。

③ 第14次中期経営計画（2024～2026年度）

当社グループは、Vision 2030の実現に向けたセカンドステップとして、本年4月よりタケマガグループ第14次中期経営計画（2024～2026年度）をスタートさせました。第14次中計では、「経営基盤の強化」、「従来ビジネスの一層の強化」、「将来の環境変化への対応」において第13次中計で取り組んできた施策を具現化し、第15次中計以降の成果獲得につなげることをテーマとしております。

〔第14次中期経営計画の基本方針〕

Vision 2030実現に向けては人材のリソース不足などの課題があり、第13次中計では課題解決に向け事業環境の見極め、採用強化などを通じて成長への布石を打ちました。第14次中計は、課題解決に向けた施策の策定・実行を進めつつ、一般廃棄物処理プラントの受注（更新、基幹改良）とストックを最大限活用した収益モデルの確立に優先的に経営資源を投入し、第15次中計以降のビジョン実現に向けた成長ストーリーを具現化します。



a. 経営基盤の強化

成長ストーリーの具現化のためには、経営基盤の強化を継続して行うことが必要となります。特にストック型ビジネス・EPC事業におけるリソースの拡充に向け、多様な人材の確保、人材育成による基盤強化を図るとともに、働き甲斐、働きやすさのさらなる向上により長期にわたって活躍できる社内環境の整備に取り組んでまいります。また、事業分野でのデジタル化、ナレッジマネジメント^(注)などを推進することにより、生産性向上やスムーズな技術承継を図ります。

(注) ナレッジマネジメント：技術伝承・人材育成のため、個人の知識・情報をデータ資産として見える化し、組織全体で共有し活用すること。

b. 資本政策

市場の期待に応える事業成長を果たすための資本コストを意識した定量的な目標（ROE）を設定し、新たな株主還元方針を含めた経営資源の適切な配分を行ってまいります。また同時に、EPC事業、長期O&M事業を支える強固な財務基盤を維持しつつ、資本効率の向上と事業成長の両立を図ります。

c. ESGの取り組み

Vision 2030で掲げたESG経営の推進による「お客様や社会とともに持続可能な成長」を実現していくため、当社グループが優先的に取り組むべき7つの重要課題（マテリアリティ）を特定しております。第14次中計においては、「従業員エンゲージメント」と「顧客満足度」に関わる新たなKPIを設定し、事業活動を通じたESG課題への取り組みを引き続き推進してまいります。

<重要課題（マテリアリティ）>

Environment（環境）	気候変動対策への貢献
	資源・環境保全
Social（社会）	お客様・地域との信頼関係の一層の強化
	パートナーシップとイノベーションの推進
	人材の活躍促進
	安全と健康の確保
Governance（企業統治）	コーポレート・ガバナンスの強化

具体的な取り組み・K P Iとその進捗については、統合報告書等を通じて情報発信してまいります。

d. 数値目標

Vision 2030で掲げた2030年度の経常利益200億円に向けて、第14次中計ではそのセカンドステップとして成長ストーリーの具現化を目指すものとし、数値目標として計画期間（3か年）累計の連結経常利益380億円を設定しております。また、新たに連結受注高累計6,000億円、2027年3月期R O E（自己資本利益率）9%以上を目標数値として設定し、その達成に向けて鋭意取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第117期 2020年度	第118期 2021年度	第119期 2022年度	第120期 2023年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	188,563	192,244	168,558	160,568
売 上 高 (百万円)	146,726	134,092	142,651	149,166
経 常 利 益 (百万円)	11,028	10,647	14,684	11,166
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	7,529	7,434	9,621	8,754
1株当たり当期純利益(円)	92.73	91.53	120.22	109.43
総 資 産 (百万円)	177,741	174,535	179,688	191,180
純 資 産 (百万円)	90,555	94,354	101,167	111,000
1株当たり純資産(円)	1,109.87	1,162.87	1,258.24	1,378.90

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、自己株式数を控除して算出しております。
2. 第118期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第118期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 日本サーモエナマー	491百万円	100%	小型ボイラ他の製造、販売
株式会社 タクマテクノス	248百万円	100%	環境設備の運転管理および当社製品の据付工事
株式会社 サンプラント	216百万円	100%	空調・衛生設備の設計、施工
株式会社 ダン・タクマ	90百万円	100%	半導体産業用設備、クリーンシステム等の設計、施工

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品 等
環境・エネルギー事業	一般廃棄物処理プラント、産業廃棄物処理プラント、資源回収プラント、下水処理プラント、汚泥焼却プラント、バイオマス発電プラント等のエンジニアリング、製造、販売、工事、運転および保守 廃棄物処理、電力小売
民生熱エネルギー事業	小型貫流ボイラ、真空式温水発生機等の製造、販売、工事および保守
設備・システム事業	建築設備、半導体産業用設備、クリーンシステム等のエンジニアリング、製造、販売、工事および保守

(8) 主要な営業所および工場

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 尼 崎 市
大 阪 事 務 所	大 阪 府 大 阪 市
東 京 支 社	東 京 都 港 区
北 海 道 支 店	北 海 道 札 幌 市
東 北 支 店	宮 城 県 仙 台 市
中 部 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
九 州 支 店	福 岡 県 福 岡 市
播 磨 工 場	兵 庫 県 高 砂 市
台 北 支 店	台 湾 台 北 市

② 主な子会社

名 称	所 在 地
株式会社 日本サーモエナー	東 京 都 港 区
株式会社 タクマテクノス	東 京 都 港 区
株式会社 サンプラント	東 京 都 中 央 区
株式会社 ダン・タクマ	神 奈 川 県 横 浜 市

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員数

従業員数	(前連結会計年度末比増減)
4,278名	(31名増)

(注) 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	(前事業年度末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
1,054名	(52名増)	42.5歳	14.4年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 当社グループの主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 321,840,000株

(2) 発行済株式の総数 83,000,000株

(注) 発行済株式の総数には自己株式2,978,525株が含まれております。

(3) 株主数 5,913名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,389千株	11.7%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再 信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	3,462千株	4.3%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,107千株	3.9%
光通信株式会社	2,786千株	3.5%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	2,652千株	3.3%
日本生命保険相互会社	2,515千株	3.1%
BNP PARIBAS LUXEMBOURG／2 S／ JASDEC SECURITIES／UCITS ASSETS	2,359千株	2.9%
タクマ共栄会	2,039千株	2.5%
J P MORGAN CHASE BANK 380055	1,965千株	2.5%
株式会社三井住友銀行	1,621千株	2.0%

(注) 1. 当社は2024年3月31日現在、自己株式2,978千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率は自己株式2,978千株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員であるものを除く。）	27,260株	6 名
取締役（監査等委員）	0株	0 名

（注） 1．取締役（監査等委員であるものを除く。）には社外取締役は含まれておりません。

2．取締役（監査等委員）には社外取締役が含まれております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	南 條 博 昭	
取 締 役 専務執行役員	西 山 剛 史	営業統轄本部長兼事業管理本部長
取 締 役 専務執行役員	竹 口 英 樹	エンジニアリング統轄本部長兼管理センター長
取 締 役 常務執行役員	田 中 康 二	営業統轄本部国際本部長
取 締 役 常務執行役員	濱 田 州 朗	経営企画本部長
取 締 役 常務執行役員	大 石 裕	コーポレート・サービス本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	真 杉 敬 蔵	
取 締 役 (監査等委員)	藤 田 知 美	弁護士法人イノベンティア パートナー弁護士 太陽誘電株式会社 社外監査役 日本ライセンス協会 副会長 京都大学法科大学院 客員教授
取 締 役 (監査等委員)	金 子 哲 哉	
取 締 役 (監査等委員)	永 塚 誠 一	一般社団法人日本自動車工業会 副会長・専務理事
取 締 役 (監査等委員)	遠 藤 眞 廣	遠藤公認会計士事務所 代表 神戸監査法人 統括代表社員

- (注) 1. 取締役（監査等委員） 藤田知美氏、金子哲哉氏、永塚誠一氏および遠藤眞廣氏は、社外取締役であります。
2. 当社は取締役（監査等委員） 藤田知美氏、金子哲哉氏、永塚誠一氏および遠藤眞廣氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員） 真杉敬蔵氏は、当社の財務・会計部門での経験や、常勤監査等委員を務め、監査、監督業務に携わった経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役（監査等委員） 藤田知美氏は当社を含め上場企業の社外監査役、監査等委員である取締役を長年務め、監査、監督業務に携わった経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員） 金子哲哉氏は、当社の監査等委員である取締役を長年務め、監査、監督業務に携わった経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役（監査等委員） 遠藤眞廣氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、真杉敬蔵氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 取締役（監査等委員） 藤田知美氏の兼職先である弁護士法人イノベンティア、太陽誘電株式会社、日本ライセンス協会および京都大学法科大学院と当社の間には、特別の関係はありません。
なお、藤田知美氏は、2024年3月31日付で京都大学法科大学院の客員教授を退任しております。
また、藤田知美氏は、2024年4月26日付でスタイレム瀧定大阪株式会社の社外監査役に就任しておりますが、スタイレム瀧定大阪株式会社と当社の間には、特別の関係はありません。
9. 取締役（監査等委員） 永塚誠一氏の兼職先である一般社団法人日本自動車工業会と当社の間には、特別の関係はありません。
なお、永塚誠一氏は、2024年5月22日付で一般社団法人日本自動車工業会の副会長・専務理事を退任しております。
10. 取締役（監査等委員） 遠藤眞廣氏の兼職先である遠藤公認会計士事務所、神戸監査法人と当社の間には、特別の関係はありません。

【ご参考】

当社は執行役員制度を導入しております。2024年4月1日現在の取締役を兼務していない執行役員は下記のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	富 田 秀 俊	営業統轄本部環境本部長
常 務 執 行 役 員	前 田 典 生	エンジニアリング統轄本部プロジェクトセンター長
常 務 執 行 役 員	中 村 圭 志	エンジニアリング統轄本部建設センター長
執 行 役 員	榎 本 康	コンプライアンス・C S R 推進本部長
執 行 役 員	柴 田 清	エンジニアリング統轄本部設計センター長
執 行 役 員	杉 田 昌 之	営業統轄本部エネルギー本部長
執 行 役 員	橋 本 順 一	エンジニアリング統轄本部建設センター副センター長
執 行 役 員	池 田 広 司	エンジニアリング統轄本部技術センター長
執 行 役 員	飯 田 隆	営業統轄本部国際本部副本部長兼国際部長

(2) 取締役の報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取締役（監査等委員を除く。）	2 6 9	1 9 4	3 5	4 0	6
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 6 (3 6)	5 6 (3 6)	—	—	5 (4)

- (注) 1. 業績連動報酬等は第120期定時株主総会終了後に支払う予定の取締役（監査等委員を除く。）に対する賞与であります。
2. 非金銭報酬等は取締役（監査等委員を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与による報酬額であります。

(3) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月28日開催の第112期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額350百万円以内と定めることを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。

また、2019年6月26日開催の第115期定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、年額90百万円以内の金銭報酬債権を支給すること（これにより発行または処分される当社普通株式の総数は年120,000株以内）を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。

また、2016年6月28日開催の第112期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額72百万円以内と定めることを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

① 報酬等の決定方針の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等を決定するための方針として、取締役会決議により「役員報酬等に関する方針」を定めております。本方針は必要に応じ「人事・報酬諮問委員会」への諮問・答申を経て取締役会の決議により見直すものとしております。

② 報酬等の決定方針の概要

a. 基本方針

報酬決定にあたっての基本方針を以下のように定めております。

- ・当該役員の役割と責務に相応しい水準であり、かつ優秀な人材確保に資するものであること
- ・年度業績および中長期的な企業価値向上に対する動機づけを適切に考慮した報酬体系であること
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対し、説明責任を果たせるよう透明性、客観性の高い決定プロセスを確保すること

b. 報酬体系

取締役の報酬は、固定報酬、年度業績に応じて支給される賞与、中長期的な企業価値向上に対する動機づけのための株式報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成しております。

・ 固定報酬

役位ごとにその役割と責務に応じた額を設定し月例で支給する。

・ 賞与

年度業績や目標達成度等の指標をもとに算定基準を策定し、同基準を目安として支給の要否、額を取締役会で決定し、毎年一定の時期に支給する。賞与の固定報酬（年額）に対する比率は、最大で40%を目安とする。

・ 株式報酬

事前交付型の譲渡制限付株式報酬とし、毎年一定の時期に、役位ごとにその役割と責務に応じた金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の払込みと引き換えに当社株式を交付する。株式報酬の固定報酬（年額）に対する比率は、最大で40%を目安とし、上位の役位ほどその比率を高めるものとする。

なお、持続的かつ中長期的な企業価値向上のインセンティブを高めるため、固定報酬（年額）に対する賞与および株式報酬の比率を引き上げることを、人事・報酬諮問委員会への諮問・答申を経て、2024年2月の取締役会で決議しております。

変更内容は以下のとおりです。

変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
固定報酬（年額）に対する 賞与の比率	最大で25%を目安	最大で40%を目安
固定報酬（年額）に対する 株式報酬の比率	最大で30%を目安	最大で40%を目安

c. 報酬決定の手続

独立役員、代表取締役、人事担当役員で構成し、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬諮問委員会が役員報酬等に関する方針にもとづき、報酬等に関する制度、各取締役の報酬等の額または算定基準、その他役員の報酬等に関する事項を審議し、取締役会に答申します。同委員会から答申を受けた取締役会はこれを尊重し、十分に審議した上で決定します。

また、個別の報酬額の決定にあたっては、当社グループの業績状況、他社役員の報酬水準や従業員給与の水準等を踏まえ、その妥当性を検証するものとしております。

当事業年度においては、外部調査機関の役員報酬調査データも参考にしながら、各取締役の報酬等の額および算定基準について人事・報酬諮問委員会で審議し、その答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

③ 当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度にかかる取締役の報酬等は、役員報酬等に関する方針に基づく透明性、客観性の高いプロセスのもと、人事・報酬諮問委員会において、当社グループの業績状況、他社役員の報酬水準や従業員給与の水準等を踏まえ、その妥当性を検証し、取締役会は同委員会の答申を尊重し、十分に審議した上で個別の報酬額を決定しており、取締役会はその内容が方針に沿うものであり、妥当であると判断しております。

④ 業績連動報酬に関する事項

当社グループは、主に受注生産型の事業形態であり、また、連結経常利益を最も重要な経営指標と位置付けていることから、年度業績に応じて支給する賞与の算定にあたっては、業績評価指標として連結受注額と連結経常利益を採用しております。

具体的には、当該年度における連結経常利益の額、連結経常利益の直近3か年の平均に対する伸び率、連結経常利益の目標達成率、連結受注額の目標達成率をもとに算定テーブルで係数を算定し、同係数に基づき賞与額を決定しております（連結経常利益の実績値は連結対象会社の役員賞与控除前）。評価対象となる目標値は、5月に発表する決算短信における業績予想数値を使用しております。

当事業年度における指標の目標と実績は、連結受注額 170,000百万円、連結経常利益 12,000百万円の目標に対し、連結受注額 160,568百万円、連結経常利益 11,340百万円（役員賞与控除前）の実績となりました。

なお、資本効率性をより一層意識した経営を実践していくため、2024年度からの第14次中期経営計画の開始にあわせ、連結受注額と連結経常利益に加えて、ROEを業績評価指標に組み入れることとしました。具体的には、当該年度における連結経常利益の額、連結経常利益の目標達成率、連結受注額の目標達成率、ROEをもとに算定テーブルで係数を算定し、同係数に基づき賞与額を決定することとします。

⑤ 非金銭報酬等の内容

取締役に対する中長期的なインセンティブの付与および株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式報酬を付与しております。譲渡制限期間は当社普通株式の割当を受けた日から30年間とし、当該期間の満了もしくは当該期間中に死亡、任期満了、定年その他正当な事由により取締役会が予め定める地位を退任した場合に譲渡制限を解除するものとしております。

(5) 社外役員に関する事項

当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 回 数	主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	藤 田 知 美	取締役会 17回/17回中 監査等委員会 18回/18回中	企業法務分野を中心に豊富な経験と専門的な知見を生かし、客観的な立場から経営の監督や経営全般に対する助言・提言をいただくことが期待されていたところ、取締役会における積極的な発言や、人事・報酬諮問委員会における経営陣の選任の適否、報酬制度・算定基準や報酬水準の妥当性についての検討等を通じて、社外取締役として経営の監督、助言・提言等、適切に役割を果たしていただきました。
社外取締役 (監査等委員)	金 子 哲 哉	取締役会 17回/17回中 監査等委員会 18回/18回中	企業経営や海外事業の分野を中心に豊富な経験と知見を生かし、客観的な立場から経営の監督や経営全般に対する助言・提言をいただくことが期待されていたところ、取締役会における積極的な発言や、人事・報酬諮問委員会における経営陣の選任の適否、報酬制度・算定基準や報酬水準の妥当性についての検討等を通じて、社外取締役として経営の監督、助言・提言等、適切に役割を果たしていただきました。
社外取締役 (監査等委員)	永 塚 誠 一	取締役会 17回/17回中 監査等委員会 18回/18回中	産業政策、通商政策の分野を中心に豊富な経験と知見を生かし、客観的な立場から経営の監督や経営全般に対する助言・提言をいただくことが期待されていたところ、取締役会における積極的な発言や、人事・報酬諮問委員会における経営陣の選任の適否、報酬制度・算定基準や報酬水準の妥当性についての検討等を通じて、社外取締役として経営の監督、助言・提言等、適切に役割を果たしていただきました。
社外取締役 (監査等委員)	遠 藤 眞 廣	取締役会 17回/17回中 監査等委員会 18回/18回中	財務、会計および監査の分野を中心に豊富な経験と知見を生かし、客観的な立場から経営の監督や経営全般に対する助言・提言をいただくことが期待されていたところ、取締役会における積極的な発言や、人事・報酬諮問委員会における経営陣の選任の適否、報酬制度・算定基準や報酬水準の妥当性についての検討等を通じて、社外取締役として経営の監督、助言・提言等、適切に役割を果たしていただきました。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の定めに基づき、取締役（監査等委員） 真杉敬蔵氏、藤田知美氏、金子哲哉氏、永塚誠一氏および遠藤眞廣氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害および費用を当該保険契約により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役および執行役員等であり、保険料は当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	63百万円
② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の内容についてその適切性を確認し、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらおよびその他の報酬の合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案といたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を取締役会において決議しており、その概要は下記のとおりです。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、世の中が必要とするもの、世の中に価値があると認められるものを生み出すことで、社会に貢献し、企業としての価値を高め、長期的な発展と、すべてのステークホルダーの満足を目指すことを経営理念としております。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、この理念を理解したうえで様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、継続的に確保・向上させていくものでなければならないと考えております。

当社取締役会は、あらゆる大規模な買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。また、大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。しかし、株式の大規模な買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模な買付行為に応じることを株主の皆様に強要して不利益を与えるおそれがあるもの等、必ずしも対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。

そのため、当社株式に対して大規模な買付行為が行われた場合には、当該大規模買付行為の是非について株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、大規模買付行為を行う者と協議・交渉を行うなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する取り組み

当社は1938年の創業以来、ボイラ業界のパイオニアとして産業用、動力用、船舶用、空調用などあらゆる種類のボイラを生産し、「ボイラならタクマ」とのご信頼をいただけてまいりました。また、経済成長にともなう、環境公害問題にもいち早く取り組み、1963年には機械式ごみ焼却炉国内第1号機を完成させたのをはじめとして環境事業にも進出いたしました。以来、ボイラプラントなどの熱エネルギー分野とごみ処理プラント、水処理プラント、産業廃棄物処理プラントなどの環境分野に事業展開を図り、これらの分野に経営資源を集中することによって、より高い企業価値を創出してまいりました。当社は、今後とも、再生可能エネルギーと環境保全分野でのリーディングカンパニーとして社会に必須の存在でありつづけ、中長期的な事業戦略に基づいた経営を継続する所存であります。

① 長期ビジョン

当社グループの強みを活かした事業活動を通じてE S G課題への取り組みを一層強化し、持続可能な社会の実現に貢献していくため、中長期の経営指針として「長期ビジョン (Vision 2030)」を策定しております。本ビジョンのもと、再生可能エネルギーの活用と環境保全の分野を中心にリーディングカンパニーとして社会に必須の存在であり続け、10年後にありたい利益水準として経常利益200億円を目指してまいります。

② 第13次中期経営計画による企業価値向上の取り組み

Vision 2030の実現に向けたファーストステップとして、2021年度から第13次中期経営計画をスタートさせました。本中計では、「経営基盤の強化により、各事業において従来のビジネスの一層の強化を図ると同時に、将来の環境変化への対応を加速させ、これらの事業活動を通じてE S G経営を推進し、お客様や社会とともに持続的な成長を目指す」ことを基本方針としております。

本基本方針に基づく諸施策の実施により、計画期間（2021～2023年度）累計の連結経常利益360億円の達成を目指してまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

長期にわたって当社の企業価値を守りかつ着実に増大させてゆくためには、事業の発展のみならず企業運営において明確なガバナンスが確立されていること、すなわち経営に対する株主の監督機能が適切に発揮され、また執行者による業務執行の過程が透明で合理的・効率的でかつ遵法であることが必要不可欠であります。そのためにはコーポレート・ガバナンスの強化が当社にとって経営の最重要課題の一つであるという認識のもと、内部統制システムの構築を行うとともに、コンプライアンス意識の徹底を図るため「タクマグループ会社倫理憲章」および「タクマグループ会社行動基準」を定め、全役職員に配布し、啓蒙・教育に努めております。さらに内部通報窓口である「ヘルプライン」を社内および社外に設置し、社内通報制度を確立しております。

また、当社は監査等委員会に独立性の高い社外取締役4名を配置しております。これにより、業務執行者に対する監督機能を一層強化し企業価値を継続的に向上させていく所存であります。

④ 安定した株主還元策

当社は、激化する市場での競争力を確保するため企業体質の強化を図りつつ、業績等を総合的に勘案しながら、株主の皆様への安定した利益還元を行うことを方針としております。

なお、内部留保金は、将来の企業価値増大に必要な資金として、研究開発費や設備投資、戦略投資などに充当する方針であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を明白に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを株主の皆様に強要して不利益を与えるおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買付等の対象とされた会社の企業価値の源泉である特定の重要顧客をはじめとする顧客等ステークホルダーとの継続的な取引関係を破壊し、会社に回復しがたい損害をもたらすと判断されるもの等、大規模な買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合には、当該大規模買付行為の是非について株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模買付行為を行う者と協議・交渉を行うなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(3)に記載の取り組みは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為の是非について株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模買付行為を行う者と協議・交渉を行うなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるためのものであり、上記(2)に記載の取り組みを含め基本方針に沿っており、当社株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

以 上

(ご参考)

当社は、第14次中期経営計画のスタートにともない、その内容を踏まえた形で2024年4月17日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針をあらためて決議しております。(当社ウェブサイトにて掲載しております。)

本事業報告に記載の金額は百万円未満、株式数は表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	191,180 百万円	(負債の部)	80,179 百万円
流動資産	139,477	流動負債	68,201
現金及び預金	45,337	支払手形及び買掛金	26,517
受取手形	3,406	電子記録債務	16,896
売掛金	29,325	短期借入金	753
契約資産	46,247	未払法人税等	2,301
商品及び製品	1,004	契約負債	10,803
仕掛品	6,295	賞与引当金	4,370
原材料及び貯蔵品	2,440	製品保証引当金	183
その他	5,434	工事損失引当金	1,352
貸倒引当金	△15	その他	5,022
固定資産	51,702	固定負債	11,978
有形固定資産	19,579	役員退職慰労引当金	263
建物及び構築物	12,464	退職給付に係る負債	11,178
機械装置及び運搬具	3,550	その他	535
土地	2,610	(純資産の部)	111,000
その他	953	株主資本	100,387
無形固定資産	900	資本	13,367
投資その他の資産	31,222	資本剰余金	3,886
投資有価証券	24,567	利益剰余金	86,960
長期貸付金	218	自己株式	△3,827
繰延税金資産	2,967	その他の包括利益累計額	9,953
退職給付に係る資産	25	その他有価証券評価差額金	9,837
その他	3,579	繰延ヘッジ損益	20
貸倒引当金	△135	為替換算調整勘定	136
		退職給付に係る調整累計額	△40
		非支配株主持分	658
資産合計	191,180	負債及び純資産合計	191,180

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売上高			149,166
売上原価			119,627
売上総利益			29,539
販売費及び一般管理費			19,309
営業利益			10,229
営業外収益			
受取利息	26		
受取配当金	629		
持分法による投資利益	181		
その他の	188		
営業外費用			1,024
支払利息	2		
コミットメントフィー	28		
投資事業組合運用損	15		
固定資産処分損	12		
その他の	26		
経常利益			86
特別利益			11,166
投資有価証券売却益	1,848		
特別損失			1,848
新工場建設関連費用	524		
災害復旧費用	63		
			587
税金等調整前当期純利益			12,427
法人税、住民税及び事業税	4,277		
法人税等調整額	△723		
当期純利益			3,554
非支配株主に帰属する当期純利益			8,873
親会社株主に帰属する当期純利益			118
			8,754

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	13,367	3,873	82,045	△3,916	95,370
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,839		△3,839
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			8,754		8,754
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		13		89	102
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	13	4,914	89	5,017
当 期 末 残 高	13,367	3,886	86,960	△3,827	100,387

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	5,227	48	91	△138	5,229	567	101,167
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△3,839
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							8,754
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							102
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	4,610	△28	44	97	4,724	90	4,814
当 期 変 動 額 合 計	4,610	△28	44	97	4,724	90	9,832
当 期 末 残 高	9,837	20	136	△40	9,953	658	111,000

貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	141,738 百万円	(負 債 の 部)	56,360 百万円
流 動 資 産	94,095	流 動 負 債	49,672
現 金 及 び 預 金	19,363	支 払 手 形	218
受 取 手 形	671	電 子 記 録 債 務	14,017
売 掛 金	20,120	買 掛 金	16,540
契 約 資 産	45,176	未 払 金	3,252
仕 掛 品	2,570	未 払 法 人 税 等	1,397
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	284	契 約 負 債	9,412
短 期 貸 付 金	322	賞 与 引 当 金	2,640
未 収 入 金	2,151	製 品 保 証 引 当 金	87
そ の 他	3,435	工 事 損 失 引 当 金	874
		そ の 他	1,231
固 定 資 産	47,643	固 定 負 債	6,687
有 形 固 定 資 産	15,585	退 職 給 付 引 当 金	6,439
建 築 物	9,414	繰 延 税 金 負 債	243
構 築 物	1,082	そ の 他	5
機 械 及 び 装 置	2,516	(純 資 産 の 部)	85,378
土 地	1,852	株 主 資 本	75,684
そ の 他	720	資 本 金	13,367
無 形 固 定 資 産	733	資 本 剰 余 金	4,083
投 資 そ の 他 の 資 産	31,324	資 本 準 備 金	3,907
投 資 有 価 証 券	21,819	そ の 他 資 本 剰 余 金	175
関 係 会 社 株 式	6,085	利 益 剰 余 金	61,945
長 期 貸 付 金	1,201	そ の 他 利 益 剰 余 金	61,945
そ の 他	2,238	繰 越 利 益 剰 余 金	61,945
貸 倒 引 当 金	△20	自 己 株 式	△3,711
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	9,693
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,673
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	20
資 産 合 計	141,738	負 債 及 び 純 資 産 合 計	141,738

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		91,616
売上原価		75,923
売上総利益		15,693
販売費及び一般管理費		10,503
営業利益		5,190
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	1,786	
その他	278	
		2,094
営業外費用		
コミットメントフィー	28	
投資事業組合運用損	15	
固定資産処分損	12	
その他	57	
		113
経常利益		7,170
特別利益		
投資有価証券売却益	2,001	
		2,001
特別損失		
新工場建設関連費用	524	
		524
税引前当期純利益		8,648
法人税、住民税及び事業税	2,531	
法人税等調整額	△281	
当期純利益		2,249
		6,398

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	13,367	3,907	160	4,067	59,386	59,386	△3,798	73,023
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△3,839	△3,839		△3,839
当 期 純 利 益					6,398	6,398		6,398
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			15	15			86	102
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	15	15	2,559	2,559	86	2,661
当 期 末 残 高	13,367	3,907	175	4,083	61,945	61,945	△3,711	75,684

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	5,194	48	5,243	78,266
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△3,839
当 期 純 利 益				6,398
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				102
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,479	△28	4,450	4,450
当期変動額合計	4,479	△28	4,450	7,112
当 期 末 残 高	9,673	20	9,693	85,378

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社 タ ク マ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 松 山 和 弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 雨 河 竜 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タクマの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タクマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社 タ ク マ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 山 和 弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 雨 河 竜 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タクマの2023年4月1日から2024年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社 タクマ 監査等委員会

常勤監査等委員	真杉 敬蔵	㊞
監査等委員	藤田 知美	㊞
監査等委員	金子 哲哉	㊞
監査等委員	永塚 誠一	㊞
監査等委員	遠藤 眞廣	㊞

(注) 監査等委員藤田知美、金子哲哉、永塚誠一および遠藤眞廣は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内略図

■会場

タクマビル新館 2階研修室

兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号

電話 06-6483-2609

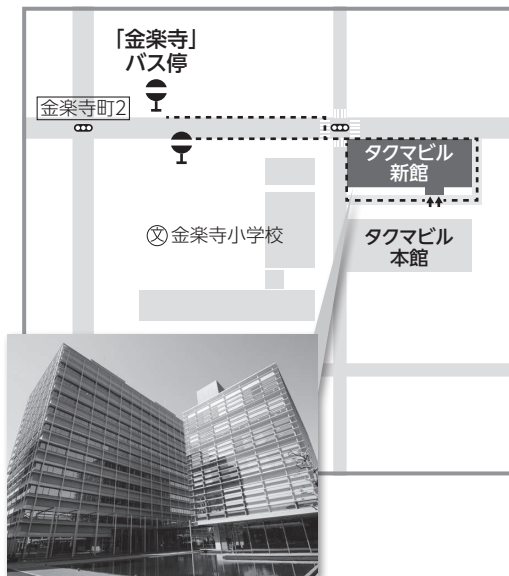
■交通のご案内

JR東海道本線「尼崎駅」南口

- ・徒歩12分
- ・阪神バス乗車約3分(4番のりば)
「金楽寺」停留所 下車 徒歩2分

阪神電鉄「尼崎駅」北口

- ・阪神バス乗車約10分(3番のりば)
「金楽寺」停留所 下車 徒歩2分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

